

石巻まちなかエリアプラットフォーム 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は石巻まちなかエリアプラットフォーム（以下「エリプラ」という。）とする。

（エリア）

第2条 エリプラの主な活動エリアは、概ね石巻市中心市街地の区域（以下「まちなか」という。）とする。

（目的）

第3条 エリプラは、官民が連携してまちの将来像を描くエリアビジョンを策定し、それを具現化するため、メンバー相互で課題や情報の共有を図り、課題解決に向けたプロジェクトの芽を作り出し、市民を巻き込みながら自立・自走型のまちづくりを推進することにより、川沿いエリアの賑わいをまちなかへ拡大し、まちなかの魅力や価値の向上を目指し、ひいては石巻市全体の発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第4条 エリプラは第3条に掲げる目的達成のため以下の活動を行う。

- (1) エリアビジョンの策定及びバージョンアップ
- (2) まちなかの課題や情報の共有、連絡調整及び情報発信
- (3) エリアビジョンに掲げるまちの将来像の実現に向けたプロジェクトの推進、実現に向けた助言、サポート等
- (4) エリアビジョンに掲げるプロジェクトの推進のための調査、研究及び関係各所への提案
- (5) その他、上記の目的を達成するために必要な事項

（メンバー）

第5条 エリプラは、以下のメンバーで構成する。

- (1) 本会員 都市再生推進法人、石巻市、まちなかのまちづくりに関心を有する個人、民間事業者や団体等。なお、本会員は、総会における議決権を有するものとする。
- (2) 協力会員 エリプラの活動を支援する個人、民間事業者、団体やその他代表が認めるオブザーバー・アドバイザー（学識経験者）等。なお、協力会員は総会における議決権を有しないものとする。

（コアメンバー）

第6条 本会員の中から以下の役員（以下「コアメンバー」という。）を互選により選出し、円滑な運営を総括するものとする。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 若干名
- 2 任期は2年間とするが、再任を妨げない。

(コアメンバーの職務)

第7条 代表は、エリプラを代表し、運営を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、代表、副代表及び監事とともに役員会を構成する。
- 4 監事は、エリプラの会計を監査する。

(会議)

第8条 エリプラに総会、役員会及び定例会を置く。

(総会)

第9条 総会は、代表が招集し、議長となる。

- 2 総会は、各年度につき1回以上開催する。
- 3 活動のため必要があると認めるとき、メンバー以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 総会は、エリプラの運営に関する次の事項を決定する。
 - (1) 当該年度の事業計画及び予算に関すること
 - (2) 前年度の事業報告及び決算に関すること
 - (3) 本規約の改廃に関すること
 - (4) コアメンバーの選出に関すること
 - (5) エリアビジョンの策定及びバージョンアップに関すること
 - (6) その他、エリプラの運営に関する重要なこと
- 5 総会は、議決権総数の過半数を有する者の出席を定足数とし、議事は出席者の過半数の同意により決議する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

(役員会)

第10条 役員会はコアメンバーにより構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となる。
- 3 役員会は、エリプラの運営に関する次の事項を決定する。
 - (1) 総会に提案すべき事項に関すること
 - (2) メンバーの入退会等に関すること
 - (3) 会費等に関すること
 - (4) その他、総会の議決を要しない事項に関すること

(定例会)

第11条 定例会は、代表が招集し、議長となる。

- 2 定例会は、メンバー間の課題や情報の共有を目的に、原則月に1回開催する。

(経費)

第12条 エリプラの活動に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金
- (2) 会費
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) 負担金
- (5) その他の収入

2 会費、負担金については別途定めるものとする。

3 会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

4 その他必要な事項は代表が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第13条 第4条に掲げる事項を具体的に検討し、円滑に実施するため、代表が必要と認めるときは、エリプラにプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは必要に応じてエリプラに報告を行う。

3 その他、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

(秘密保持義務)

第14条 メンバーは、秘密保持に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) エリプラにおいて知り得た活動内容または他のメンバーに関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩しないこと。ただし、事前に相手方の同意を得た限りはこの限りではない。

(2) 退会後においても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩しないこと。

(禁止事項)

第15条 メンバーは、エリプラの運営にあたり、次の行為を行ってはならない。

(1) メンバーの資格を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為

(2) エリプラ、他のメンバー若しくは第三者の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

(3) エリプラ、他のメンバー若しくは第三者を誹謗中傷する行為又はエリプラの運営を妨げる行為

(4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他のメンバー若しくは第三者に対して提供する行為

(5) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(6) 代表の承諾なくエリプラの情報若しくはエリプラが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(7) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

(入会)

第16条 エリプラに会員として入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別途定める方法により入会申込書を代表に提出して入会の手続きを行うこととする。な

お、団体として入会する場合は、エリプラの運営上必要と認められる団体の構成員等がわかる資料を併せて提出するものとする。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意したものとする。

(1) メンバーの住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「メンバーの個人情報」という。）を名簿に登録すること

(2) エリプラの運営上必要な場合に限り、事務局がメンバーの個人情報を利用すること

3 次の各号に掲げるいずれかの項目に該当すると判断した場合、入会申込みを受けないことがある。

(1) エリプラの目的及びエリアビジョンの趣旨に賛同していないとき

(2) 過去に、第18条第2項に定める会員資格の喪失に関する処分を受けたことがあるとき

(3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがあるとき

(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者であるとき

(5) その他、エリプラへの入会が不適切であるとき

（個人情報の変更や退会）

第17条 メンバーは、メンバーの個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続を行うこととする。

2 エリプラを退会しようとするメンバーは、書面により代表にその旨を届け出なければならぬ。

（メンバー資格の喪失）

第18条 メンバーが事務局に対して退会届を提出したときは、当該メンバーはメンバー資格を喪失することとする。

2 メンバーが次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該メンバーのメンバー資格を取り消すことができる。ただし、当該メンバーに弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本規約に違反又はエリプラの信用を著しく害したとき

(2) 第15条の各号に掲げる行為を行ったとき

(3) メンバーとして入会していた団体が解散したとき

(4) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき

(5) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明したとき

(6) 前5号に掲げるもののほか、エリプラの運営に支障をきたすなど、代表がメンバーとして不適当であると判断したとき

（個人情報）

第19条 事務局はエリプラの運営上必要な場合以外の目的でメンバーの個人情報を利用

し、又は第三者に開示、提供はしないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(事務局)

第20条 エリプラの事務を処理するため、事務局を都市再生推進法人である株式会社街づくりまんぼう（所在地：宮城県石巻市中瀬2番7号）内に置く。

(その他)

第21条 本規約に定めるもののほか、エリプラの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は令和7年1月 日から施行する。なお、第12条第3項に規定する会計期間について、設立の初年度については施行の日から翌年の3月31日とする。